

個人防護具(PPE)調達および流通備蓄保管管理業務委託仕様書

滋賀県(以下「県」という。)が委託する個人防護具(PPE)調達および流通備蓄保管管理業務(以下「業務」という。)の内容は、以下のとおりとする。

1 委託業務の目的

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、県が備蓄する個人防護具(PPE)を、常時、使用期限が切れないように保ちながら、必要時に円滑に払い出しできるよう適切な保管管理を行う。調達は初年度の令和7年度に一括にて行い、調達後の保管管理と合わせて「個人防護具(PPE)調達および流通備蓄保管管理業務」として委託する。管理方法については、3に示す流通備蓄の手法により行う。

2 委託期間

契約締結日から令和11年9月30日まで

令和7年度	物資調達・流通備蓄による保管管理
令和8年度	流通備蓄による保管管理
令和9年度	//
令和10年度	//
令和11年度	//

3 業務内容

(1) 県備蓄の調達

委託事業者は、県備蓄用物資として、医療用(サージカル)マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の5品目の物資を調達する。求める製品性能等については(別紙)の基準を満たすものとする。調達は令和7年度に一括で行い、数量は次のとおりとする。

	医療用(サージカル)マスク	N95 マスク	アイソレーションガウン (プラスチック製)	フェイスシールド	非滅菌手袋 (ニトリル製)
備蓄枚数	889,000 枚	19,000 枚	43,300 枚	23,600 枚	837,000 枚

(2) 県備蓄の保管管理

(1)により調達した物資を契約終了までの間、流通備蓄により保管管理を行う。保管場所については、流通備蓄が実施可能な倉庫(自社倉庫等)を事業者において用意すること。(新興感染症発生時における配送を考慮し、近畿圏内が望ましい。)

(3) 流通備蓄とは

委託事業者の取引過程で物資を新陳代謝させながら常に必要量を確保する方法をいう。具体的には、次に例示した流れを想定しているが、使用期限が切れないように管理できる方法であればこの限りではない。

- ① 医療機関からの発注に対し、県備蓄の在庫から出庫し(最も期限の短いもの、ロットが古いもの)、納品する。
- ② ①と同量(最も期限の長いもの、ロットが新しいもの)を事業者所有の在庫から県備蓄へ補充する。
- ③ 事業者は物資ごとの数量、使用期限等を管理し、①～②を繰り返し行う。
この一連の流れによる新陳代謝を「流通備蓄」とし、必要な経費を委託料(保管管理料)として支払う。なお、新旧の入れ替えに際しては、備蓄量を下回らないようにすること。

(4) 流通備蓄における入れ替え回数と使用期限について

契約期間中の入れ替え回数は指定せず任意とするが、使用期限まで常に1年以上は残った状態となるよう管理すること。

(5) 流通備蓄における同等品の取り扱いについて

流通備蓄においては同一商品の入れ替えを原則とするが、後継品など合理的な理由により変更することは差し支えない。その場合は事前に県の承認を得ること。

4 納期

契約締結後は3か月以内に保管場所への納品を完了し、県備蓄量が揃った状態にすること。

5 保管場所の環境条件

保管場所の環境条件については、常温常湿度の範囲内とするが、倉庫内温度 25℃以上湿度 70%以上が測定される場合は送風機による空気の循環と除湿器による結露を防ぐ措置を行うこと。また、天候の変化により結露が発生しやすくなる条件下や湿度が高い地域にある保管場所については、目視による巡回を強化すること。

6 物資の所有権

物資の所有権は購入した時点で県が持つこととなる。したがって、流通備蓄を行うにあたっては、所有権は県が保持したまま、民法第666条の消費寄託(*)の考え方を適用することにより業務を実施するものとする。

*民法第666条 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

7 検査

流通備蓄で管理する物資の品目・数量については常に管理し、県が求めたときは、種類ごとの品目・数量および入れ替え状況を報告するものとする。

8 事業報告

委託契約書に基づき、年度ごとに委託業務完了報告書を提出するものとする。

9 契約期間終了後の物資の取り扱い

契約期間終了後、継続して保管を行わないことが決定した場合には、県が指定する場所へ県備蓄物資を円滑に受け渡しできるよう協力すること。

10 新興感染症発生時の供給体制

新興感染症の発生時は、県備蓄の物資を県内医療機関へ迅速に供給(配送)する必要があることから、その際は出荷作業等に積極的に協力すること。なお、配送業務は別契約とするため、当委託事業にかかる見積には配送に係る経費は含めないこと。

11 県備蓄物資の供給後の補充について

新興感染症が発生し県備蓄物資を医療機関等へ供給した際は、県から別途調達を依頼(別契約を締結)し補充することとする。

12 留意事項

- (1) 委託業務を統括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務内容は、公募により選定された企画提案書の内容および実施方法等を反映し、一部修正または調整等を行う場合がある。
- (3) 委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- (4) 委託業務にかかる経理を明らかにするために、他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

13 その他

委託業務の全部を一括して第三者に委託または請け負わせることは認めない。なお、業務の一部を委託または請け負わせる場合については、事前に書面により申し出を行い、県の承諾を得るものとする。